

私は大阪維新の会 大阪市議員団を代表致しまして、ただいま可決となりました議案 273 号について付帯決議を付すことに反対の立場から討論させていただきます。

私からは3つの点において、本付帯決議が大きな問題を抱えていることをご指摘申し上げたいと思います。

1 つめに

今回議題となっております付帯決議案では、外部人材の登用にあたっては本年度限りとすることが明記されております。

今回苦渋の決断となった補正予算の執行に絡めて、来年度の予算執行に先手を打って釘を刺しておきたいという意図は推し量ることができます。

しかしながら、校長の内外公募はご存知のように大阪市立学校活性化条例に従って行われている事務の一つであります。にもかかわらず条例の定める規則の下に行われている事務を、別の議決の付帯決議で制限することは議会のルール上可能なのでしょうか。

これを提案している会派の皆様は、ご自分が条例よりも付帯決議の方が重いという主張をなされていることになる、よくご理解された上で提案なされているのでしょうか。

大阪市立学校活性化条例において校長の内外公募を義務と定めているにも関わらず公募を行わないことは言うまでもなく条例に違反する行為であります。提案会派の議員の皆様は、いかなる理由で条例に定める規則を無視し、条例に定める事務を勝手に制限する権限が議会にあるとお考えなのでしょうか。

念のため申し上げますが、大阪市立学校活性化条例は地方自治法に基づいて議会で議決され、これまでも法に認められた正当な手続きの中で存続してきたものです。自分たちが提案した学校活性化条例の一部を改正する条例案が再議の末に廃案になったとしても、それは法の定める規則に則って議会運営が行われた結果得られた、正当な結論であり、これを自分の意のままにならないからといって公然と否定、無視することは議会人として許されることではありません。議会は法の制約に従うものであり、万能の権限を有するものではありません。この付帯決議案に賛同されようとされている会派の議員の皆様は、是非そのことをよくお考え頂きたいと思います。

2点目に

この付帯決議案では外部人材の登用について「即戦力の若干名」のみという非常に具体的な制限を課そうとしております。

校長の任用については、その事務が条例に則して行われている限り、教育委員会の人事権に属する案件です。

提案会派の議員の皆様は、議会がこのように局内の人事権に具体的に介入することが教育委員会の権限を侵害する行いであることを深く理解した上で提案されているのでしょうか。

この付帯決議に賛同されようとしている会派の議員の皆様は、議会が局の人事案件に付帯決議を利用して圧力をかけることを容認されるのでしょうか。

違うというなら、この付帯決議案の内容は見直していただきたい。

3点目に

本付帯決議案では校長公募制度について「教頭不足を理由とする」という文言が記載されております。

予め申し上げておきますが、校長公募制度は、これまでの内部登用の校長だけで行われてきた本市教育が低学力、低体力、いじめ、体罰などの学校現場を巡る諸問題から抜け出すことが出来なかったという事実と真摯に向き合う中で、外部の目線でこれまでの常識を見直し柔軟な発想と組織マネジメント力によって学校現場に新たな風を吹き込んでもらうこと、また、これまで明確な基準がないまま行われてきた校長への登用プロセスを透明化することを目的に実施されているものである というのが我が会派の認識であります。

しかし、今回、我々の認識を一旦わきにおしやり、提案会派の皆さんの認識に則って議論するとしても、なお一層、今の時点で公募制度を本年度限りにすることを決議するのはあまりに無謀なのではないでしょうか。

教頭不足の問題はここ1、2年に起こったことではありません。この付帯決議には教頭不足を解消する施策を早期に実行せよとありますが、一体どのような施策が行われたら来年度の校長採用までの短期間に長年の課題である教頭不足が一足飛びに解消されるのでしょうか。あまりに楽観的かつ非現実的な想定では無いでしょうか。

提案会派の皆様は立場に即して、教頭不足を校長公募の理由と位置づけるならば、来年度も外部校長を公募しなければ市内各区の学校で教頭職が空席になる

学校や、名ばかりで実力の伴わない急ごしらえの教頭を止むなく配置する学校が生まれ、本市学校教育の質の低下や、地域との連携が弱まることが高い確率で懸念されます。

本付帯決議案で外部人材の登用を本年度限りにすることに賛同されようとする会派の皆さんは、もし来年度教頭不足が解消されていなければ、自ら敷いた踏み絵を踏まされることになるのではないのでしょうか。

最後に、この付帯決議案の文面そのものについても一言申し上げます。

この文面では「教頭不足を理由とする校長公募に関する」とあります。

穿った読み方をすれば、理由が教頭不足でなければ、他の理由での校長の公募については決議の外の話とも読めます。

「本年度限り即戦力の若干名」とあります。法文上、来年度は即戦力の若干名ではなくても良いとも読めます。

今指摘させて頂いたことは、屁理屈のこじつけだと仰るかもしれません。

しかし、私が申し上げたいのは、この文章自体、屁理屈のこじつけでどのようにでも解釈できるほど曖昧で不完全なものだということです。

このような日本語的に見ても不完全で曖昧な付帯決議が議事録に残り、それに疑問も無く賛同された会派の皆様の名前が大阪市会の記録に残ります。

俗に「赤信号皆で渡れば…」という皮肉がありますが、これに賛同されようとする会派の皆様は、このような危ない橋をいつまでも一緒に手をつないで渡り続けるおつもりなのでしょうか。

この付帯決議案には今一度考え直すべき大きな論点がいくつもあります。

どうかそのことを真摯に考え、大阪市の議員として名に恥じぬ判断をして頂きますよう、心よりお願い致します。